

【計画策定の趣旨】

令和6年1月1日に施行された、共生社会の実現を推進するための認知症基本法(以下、認知症基本法)を踏まえ、本県の現状と課題から県が目指す基本的な政策目標を定め、その実現のための認知症施策を総合的かつ計画的に推進

【計画の位置づけ】

認知症基本法第12条第1項に規定する都道府県認知症施策推進計画

【計画期間】

令和8年度から令和12年度までの5か年計画

基本目標

認知症があってもなくても、県民一人ひとりが相互に尊重し合い、支え合いながら共生し、認知症になってからも尊厳を保持しつつ、希望をもって暮らすことができる共生社会を実現する

【基本理念に基づく取組の推進】

認知症に関する全ての施策は、共生社会の実現に向けて、認知症基本法第3条に定める基本理念を根幹に据え、施策の立案、実施、評価を一連のものとして実施

【基本理念】

- ① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活・社会生活を営むことができるようすること。
- ② 国民が、認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができるようすること。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるようとともに、意見を表明する機会及び社会活動に参画する機会の確保を通じて個性と能力を十分に発揮することができるようすること。
- ④ 良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供されること。
- ⑤ 家族等に対する支援が適切に行われることにより、認知症の人及び家族等が地域において安心して生活することができるようすること。
- ⑥ 認知症に関する研究等を推進するとともに、科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備すること。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われること。

三重県の現状と課題

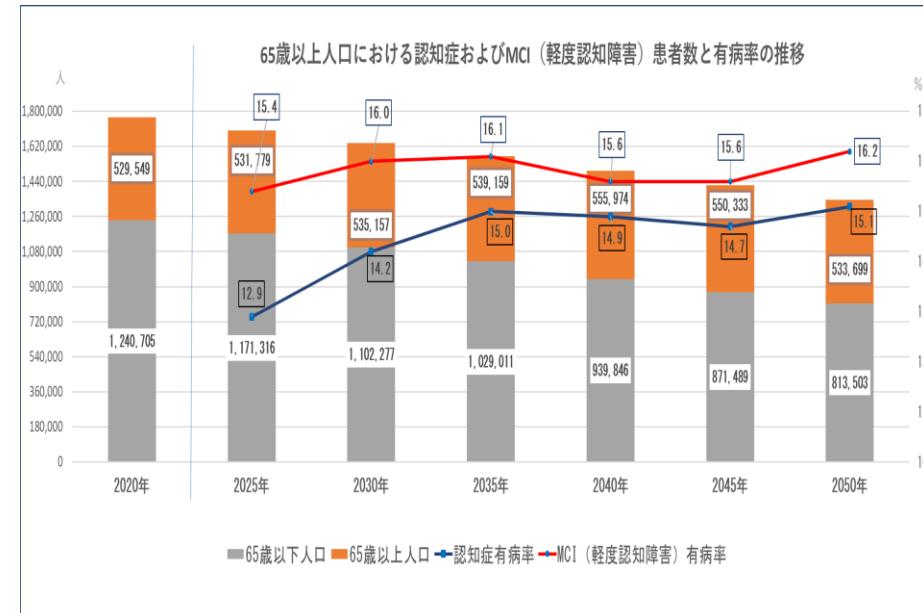
認知症高齢者の推計人口

- ・総人口は、2024年10月では、約171万人、2030年には約164万人、2040年には約150万人と推計
- ・認知症・MCI(軽度認知障害)の有病者が2025年には約15万人、2030年は約16万人、2040年には約17万人と推計
- 県の人口に占める認知症・MCI有病者の割合が増加
- 令和22(2040)年には、2040年には65歳以上の高齢者のうち、およそ3人に1人が認知症またはMCI(軽度認知障害)という状況
- ・誰もが認知症になり得るという状況を鑑みれば、県民一人一人が認知症を自分ごととして理解し、「新しい認知症観」に立つことが重要です。

新しい認知症観」とは、

認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望をもって自分らしく暮らし続けることができるという考え方です。

年	三重県総人口 (推計人口) (人)	65歳以上人口 (人)	認知症患者数 (人)	MCI (軽度認知障害) 患者数(人)	認知症 有病率(%)	MCI (軽度認知障害) 有病率(%)
令和7(2025)年	1,703,095	531,779	68,599	81,894	12.9	15.4
令和12(2030)年	1,637,434	535,157	75,992	85,625	14.2	16.0
令和17(2035)年	1,568,170	539,159	80,874	86,805	15.0	16.1
令和22(2040)年	1,495,820	555,974	82,840	86,732	14.9	15.6
令和27(2045)年	1,421,822	550,333	80,899	85,852	14.7	15.6
令和32(2050)年	1,347,202	533,699	80,589	86,459	15.1	16.2



※「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(令和5年度老人保健事業推進費等補助金特別研究事業 九州大学二宮利治教授)速報値により算出
※三重県数値は、将来推計人口(65歳以上)に上記有病率を乗じた数値

基本的施策1 認知症の人に関する県民の理解の増進等

目指すべき姿

県民一人ひとりが認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深め、自分ごととして捉えることで、認知症になってからも、尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる。

認知症に関する誤解や偏見をなくすため、「新しい認知症観」の考え方を、認知症の本人が語る姿など、様々な機会を通じて啓発する。

現状と課題

- 後期高齢者の増加に伴い、認知症高齢者の数は今後ますます増えることが予想されており、地域共生社会を目指す中で、幅広い年代において認知症サポーターの養成を進めていく必要があります。
- 認知症の人と家族が住み慣れた地域での生活を続けるためには、認知症の早期発見・早期診断による適切なケアと、地域や周囲の人の認知症に対する理解が必要です。
- 認知症に関する誤解や偏見を無くし、認知症になってからも希望を持てるよう、認知症の本人が、自身の希望や必要としていること等を自らの言葉で語り、認知症になってからも希望を持って暮らすことができる姿等を様々な機会を通じて発信できることが必要です。
- 小中学校において、総合的な学習の時間や家庭科等の授業を活用し、認知症サポーター養成講座を受講したり地域の高齢者と交流したりする取組等を実施することにより、児童生徒が認知症に対して正しく理解するとともに、認知症の人や家族に対して、地域の一員として自分なりにできることを考え、実践できるような機会を確保するよう働きかけます。
- 幅広い世代を対象に「三重県認知症希望大使」はじめ、認知症の人と協力しながら「認知症サポーター養成講座」を開催し、「新しい認知症観」や早期受診の重要性についての理解の普及を図ります。(重点目標1アウトプット指標)
- 様々な機会をとらえて、県民や民間企業、関係機関等に対する普及啓発を推進し、認知症に対する正しい知識と理解の浸透を図るとともに、市町による普及啓発を支援します。(認知症の本人対象のアンケート意見より反映)。

県の取組

基本的施策2 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進

目指すべき姿

県民一人ひとりが認知症になっても、必要な支援を受けながら自立し、安心して他の人々と共に暮らすことができる。

現状と課題

- 認知症になった多くの方が、買い物や移動、趣味活動など様々な場面で外出や交流の機会を減らしている実態があるため、移動、消費、金融手続、公共施設など、生活のあらゆる場面で、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組を推進する必要があります。
- チームオレンジは、認知症の人や家族を地域で支えるための活動を行っています。チームオレンジの設置は進みましたかが、まだ設置されていない市町で設置が進むよう支援するとともに、設置後の活動継続の支援も必要です。あわせて、チームオレンジの知名度を高める必要があります。

県の取組

- 認知症センターが認知症の人や家族等の手助けとなる活動をするチームオレンジが市町において設置されるよう、チームオレンジコーディネーターの養成を行うほか、オレンジ・チューターの派遣や、課題に対応する研修会を開催し支援します。(重点目標1アウトプット指標)
- 地域の企業や公共交通機関等に対して、認知症の人や家族等が安心して店舗やサービスを利用もらうための社会活動である「認知症バリアフリー宣言」について周知啓発します。(重点目標3アウトプット指標)
- 認知症の人や家族等が地域のつながりの中で、安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築の深化・推進を図ります。(認知症の本人対象のアンケート意見より反映)。
- 認知症等により行方不明となる高齢者を早期に安全に保護するため、市町における見守りネットワーク等の体制づくりや機能強化を促進するとともに、取組事例の情報提供を行うなど、市町の取組を支援します。
- 高齢者を始めとする県民の皆さんのがい物や通院等の移動ニーズに対応するため、交通空白地等における移動手段の確保や、自動運転の導入等に取り組む市町を支援します。

基本的施策3 認知症の人の社会参加の機会の確保等

目指すべき姿

県民一人ひとりが、認知症になってからも生きがいや希望を持ち、個性と能力を十分に発揮できる。

現状と課題

- ・ 認知症の人や家族等が、診断後早い段階で他の認知症の人やその家族に出会い、その経験に触れられるよう、ピアサポートによる相談を推進することも重要です。
- ・ 若年性認知症は働き盛り世代、子育て世代で発症するため、就労の継続、経済的な問題、配偶者と親など複数の人を同時に介護する多重介護になった場合の対応のほか、若年性認知症のある人のニーズに合ったケアを提供する社会資源が少ないことなど、高齢期に発症する認知症とは異なり、多分野にわたる課題が存在します。
- ・ 支援ニーズや必要性が表面化しにくい家族介護者を早期に発見し、抱える負担や複雑化した課題への対応を行うためには、地域包括支援センターのみならず、市町で実施している家族介護支援事業、認知症カフェの活動、ケアマネジャーによる仕事と介護の両立支援などの取組み等、関係機関や団体、多分野との連携を図ることが重要です。
- ・ 今後の生活の見通しなどに不安を抱えている認知症の人に対して、精神的な負担の軽減と社会参加の促進を図るため、認知症の人による相談支援である、ピアサポート活動を開催し、認知症の人や家族等による発信の支援を推進します。また、住み慣れた地域で仲間等とつながりあえるピアサポート活動が、市町において開催されるよう支援します。(重点目標2プロセス指標/重点目標3プロセス指標)
- ・ 介護サービス事業所等において、認知症の人をはじめとする利用者による有償ボランティアを含めた社会参加や社会貢献の活動を行う取組を支援します。(認知症の本人対象のアンケート意見より反映)
- ・ 県内における取組を情報収集して、介護事業所や企業等にメールマガジン等を通じて事例を紹介し、取りくみやすい体制整備を推進します。
- ・ 若年性認知症の人と家族への支援の充実を図るため、若年性認知症支援コーディネーターを引き続き配置し、相談、就労に関する支援、ネットワークづくりや、若年性認知症に関する普及啓発を行います。

県の取組

基本的施策4 認知症の人の意思決定支援の支援及び権利利益の保護

目指すべき姿

県民一人ひとりが、認知症になってからも自分の能力を最大限に活かして、自らの意思に基づいた生活を送れるよう適切な支援を受けることができ、権利が守られる。

現状と課題

- できる限り住み慣れた地域において、人生の最期まで安心して自宅等の住み慣れた場所で療養し、自分らしい生活を続けていくためには、医療・介護関係者等の多職種が協働して、在宅医療・介護の提供を行っていく必要があります。
- 県および市町の取組において、認知症の人や家族等に対し、意思決定支援の重要性の理解増進を図っています。
- 消費者被害防止のため、本人や家族等、福祉関係者等を含めた周囲の方への注意喚起、啓発が必要です。
- 虐待防止は、高齢者の権利や尊厳を守るために重要な課題であり、県民一人ひとりが高齢者虐待の問題を身近な問題として認識し、虐待のない社会、高齢者が尊厳をもって安心して生活を送ることができる社会を自ら創っていくこうとする意識をもつことが必要です。

県の取組

- 「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」(平成30(2018)年6月策定)について、基本法の基本理念等を踏まえたものとして改定された内容を、医療・介護従事者対象の認知症対応力向上研修等のプログラムに組み込み、認知症の人の意思決定を支援するスキルアップを養う研修を開催します。(重点目標2プロセス指標)
- 市町による市民後見人の育成状況や養成後の人材育成・活用などをふまえ、単独の市町では養成が困難である市民後見人養成研修の開催に取り組みます。
- 成年後見制度の利用者の増加や支援困難な事案への対応などの観点から、法人後見実施のための研修の開催に取り組みます。
- 三重県消費生活センターにおいて、消費生活相談を実施し、消費者トラブルの解決のための助言や情報提供、事業者との交渉のあっせんを行います。
- 高齢者虐待の早期発見や高齢者を介護する家族を地域での見守りを推進するため、市町が行う関係者や地域で作るネットワーク体制づくりを支援します。(認知症の本人対象のアンケート意見より反映)

基本的施策5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

目指すべき姿

県民一人ひとりが、認知症になってからも自身の考え方や気持ちを十分に尊重されて、適切な治療や介護などのサービスを切れ目なく受けることができる。

現状と課題

- 認知症になってからも、居住する地域に関わらず、自らの意向が十分に尊重され、望む場で質の高い保健医療及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく利用できるよう、地域の実情に応じたサービス提供体制と連携体制の整備を推進する必要があります。
- 今後、認知症高齢者のさらなる増加が見込まれることから、認知症早期から適切な診断や対応ができるよう、認知症疾患の連携拠点として指定している認知症疾患医療センターを中心に、かかりつけ医、認知症サポート医、専門医療機関による医療連携体制の強化を図ることが必要です。
- 認知症になってからも家族と安心して暮らせるようにするために、身近な地域で、必要な医療・介護・生活支援等を受けることができ、家族介護者等の負担も軽減されることが重要です。
- 認知症の人が住み慣れた地域で希望に沿った生活ができ、自らの意向が十分に尊重されるよう、居宅、介護事業所・施設、医療機関において、必要な医療・介護の提供が可能となる体制整備を推進します。また、併存する身体疾患や精神疾患について、かかりつけ医や認知症サポート医、認知症疾患医療センター等の医療機関と、地域包括支援センター等が連携して必要な医療につなぐことができるよう、認知症対応力向上に資する研修等の修了による専門職の資質向上の取組を推進します。(認知症の本人対象のアンケート意見より反映)
- 認知症初期集中支援チームおよび認知症地域支援推進員の活動が円滑に進むよう、先進事例の情報提供や情報交換の場を設ける等の支援を行うとともに、各市町のチームおよび推進員の育成を支援します。
- 認知症の人が、適切なサービスを受けながら住み慣れた地域で安心して生活できるよう、市町等と連携して地域密着型サービス等の整備を進めます。(重点目標3プロセス指標・アウトプット指標)
- 医療従事者が、認知症の人や家族を支えるために必要な基本知識や医療機関等での認知症ケアの適切な実施、医療と介護の連携の重要性等について理解を深められるよう、認知症対応力向上研修を実施するとともに、効果的な実施方法等を検討し、研修の充実を図ります。

県の取組

基本的施策6 相談体制の整備等

目指すべき姿

県民一人ひとりが、自身や家族等が認知症になってからも必要な時に適切な相談支援を受けることができる。

現状と課題

- ・認知機能の低下がみられる人、認知症のある様々な状態の人とその家族等が、必要な社会的支援につながれるよう、相談体制を整備するとともに、職場や近所、友人などの身近な関係でも認知症について気軽に話ができる地域づくりを推進する必要があります。
- ・判断能力が十分でない方々が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護保険サービスの利用援助や日常的な困りごとについて、気軽に相談できる窓口が求められます。
- ・高齢化の進展に伴い、働き盛り世代の家族介護者が今後も増加していくものと考えられ、介護者の仕事と介護の両立支援が必要です。
- ・認知症の人と家族が身近に相談できる窓口として、認知症介護経験者等が相談対応する三重県認知症コールセンターについて、市町や地域包括支援センターを通じて周知を行います。
- ・地域連携推進機関として医療・介護関係機関との連絡調整、認知症患者の家族や地域住民を対象とする専門医療相談などの役割を担う認知症疾患医療センターについて、ピアサポート活動や研修等の場面で幅広く周知を行います。(認知症の本人対象のアンケート意見より反映)
- ・認知症に関する基礎的な情報とともに、具体的な相談先や受診先の利用方法等が明確に伝わる「認知症ケアパス」について、市町において認知症基本法の趣旨を踏まえて作成、更新、周知を行い、その積極的な活用が図られるよう、市町等の関係機関を支援します(重点目標3アウトプット指標)
- ・認知症の人のこれから的生活を支えるためには、本人に関する情報の共有が重要となることから、認知症の本人・家族、医療・介護関係者等が連携するための情報共有ツールである「三重県認知症連携パス(脳の健康みえる手帳)」の利用を促進します。
- ・仕事と介護の両立がしやすくなるよう、休みやすい職場づくりや、柔軟に働ける職場環境の整備に取り組もうとする県内の中企業等に対し、専門家による支援を行います。(認知症の本人対象のアンケート意見より反映)

県の取組

基本的施策7 認知症の予防等

目指すべき姿

県民一人ひとりが、認知症や認知機能の障害に早く気づき、早期に診断や支援を受けることができ、認知症になってからもその人の希望に応じて、科学的知見に基づく認知症の進行を遅らせる取り組みを行うことができる。

現状と課題

- 早期発見のためには、認知症の疑いがある段階で、本人や家族、かかりつけ医等が気づき、専門医療に早期に結び付け、確定診断を受け、認知症の進行予防に資する活動への参加や、医療・介護サービスの利用等につながることが重要です。
- 介護予防の手法を通じて、認知症予防についても、心身機能を改善することを目的とした機能回復訓練等の高齢者本人へのアプローチだけではなく、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割をもって生活できるような居場所と出番づくり等、認知症高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも重要であり、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進する必要があります。
- 運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されていることから、介護予防の取組である地域における高齢者の通いの場の拡充を支援するとともに、認知症の人のみならず一般住民や高齢者全般を対象に整備されている社会参加活動・学習等の活動の場も活用し、認知症予防に資する可能性のある活動を推進します。(県民対象のアンケート調査における意見を反映)
- 認知症疾患医療センターが、地域の認知症に関する医療提供体制の中核として、かかりつけ医や地域包括支援センター等の関係機関と連携し、地域の介護・医療資源が有効に活用されるよう、関係機関間の調整・助言・支援の機能を強化し、ネットワークづくりを進めるとともに、県民に対しても、認知症疾患医療センターについて幅広く周知を行います。
- 早期の気づきと対応に向けて、かかりつけ医や地域包括支援センターと、認知症疾患医療センターを含む専門医療機関の連携を強化します。(重点目標3アウトプット指標)

県の取組

三重県認知症施策推進計画

基本的施策ごとの「施策の目標」および「重点目標」

1. 認知症の人に関する県民の理解の増進等

共生社会の実現を推進するための基盤である基本的人権及びその尊重についての理解を推進する。そのうえで、「新しい認知症観」の普及が促進されるよう、認知症の人が語る姿など、様々な機会を通じて啓発することにより、県民一人ひとりが認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深めること

2. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の増進

認知症の人の声を聞きながら、その日常生活や社会生活等を営む上で障壁となるもの（ハード・ソフト両面にわたる社会的障壁）を除去することによって、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らせる社会環境を確保していくこと

3. 認知症の人の社会参加の機会の確保等

認知症の人が孤立することなく、必要な社会的支援につながるとともに、多様な社会参加の機会を確保することによって、生きがいや希望をもって暮らすことができるようすること

4. 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるように、認知症の人への意思決定の適切な支援と権利利益の保護を図ること

5. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

認知症の人が、居住する地域に関わらず、自らの意向が十分に尊重され、望む場で質の高い保健医療及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく利用できるように、地域の実情に応じたサービス提供体制と連携体制を整備し、人材育成を進めること

6. 相談体制の整備等

認知症の人や家族等が必要な社会的支援につながれるように、相談体制を整備し、地域づくりを推進していくこと

7. 認知症の予防等

認知症の人を含む全ての県民が、その人の希望に応じて、「新しい認知症観」に立った科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようになると、また、認知症の人及び軽度の認知機能の障害がある人が、どこに暮らしていても早期に必要な対応につながることができるようすること

計画期間中に達成を
目指す重点目標等

1. 県民一人ひとりが
「新しい認知症観」を理解して
いること

2. 認知症の人の生活に
おいて、その意思等が尊重
されていること

3. 認知症の人・家族等が
他の人々と支え合いながら
地域で安心して暮らすこと
ができる

三重県認知症施策推進計画における重点目標（KPI）について

重点目標1

県民一人ひとりが「新しい認知症観」を理解していること

市町数は、2市町ずつ
認知症の人、県民の意識の割合
は毎年5%増加するよう目標値
を設定しました。

指標	主な内容	現況 令和7(2025)年度	令和12(2030)年度 【目標値】	目標値の設定について
プロセス指標	(1)地域の中で認知症の人と出会い、その当事者活動を支援している市町の数	12市町	22市町	市町における認知症施策の取組状況調査（令和7年7月1日時点）の結果を踏まえ、目標値を設定
	(2)認知症サポーターの養成研修に認知症の人が参画している市町の数	6市町	16市町	
アウトプット指標	(3)認知症希望大使等の本人発信等の取組を行っている市町の数	8市町	18市町	・全国キャラバンメイト連絡協議会ホームページより ・市町における認知症施策の取組状況調査（令和7年7月1日時点）の結果を踏まえ、目標値を設定
	(4)認知症サポーターの養成者数及び認知症サポーターが参画しているチームオレンジの数	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成者数 263,610人 ・チームオレンジ設置数 22 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成者数 358,266人 ・チームオレンジ設置数 29 	
アウトカム指標	(5)認知症や認知症の人に関する県民の基本的な知識の理解度	51.5%	76.5%	<ul style="list-style-type: none"> ・県民を対象とした、「認知症に関するアンケート」の結果を踏まえ、目標値を設定 ・「新しい認知症観」を「理解している」、「ある程度は理解している」と回答した県民の割合
	(6)県民における「新しい認知症観」の理解とそれに基づく振る舞いの状況	<ul style="list-style-type: none"> ・県民の理解 33.8% ・県民の振る舞いの状況 42.6% 	<ul style="list-style-type: none"> ・県民の理解 58.8% ・県民の振る舞いの状況 67.6% 	<ul style="list-style-type: none"> ・「認知症の人が困っていたら迷わず手を貸せますか」といった4つの設問に対し、「そう思う」「ややそう思う」と回答した県民の割合

三重県認知症施策推進計画における重点目標（KPI）について

重点目標2

認知症の人の生活においてその意思等が尊重されていること

市町数は、2市町ずつ
認知症の人、県民の意識の割合
は毎年5%増加するよう目標値
を設定しました。

目標値の設定について

指標	主な内容	現況 (令和7(2025)年 7月1日時点)	令和12(2030)年度 【目標値】	目標値の設定について
プロセス指標	(7)ピアサポート活動への支援を実施している市町の数	7市町	17市町	市町における認知症施策の取組状況調査(令和7年7月1日時点)の結果を踏まえ、目標値を設定
	(8)行政職員が参画する本人ミーティングを実施している市町の数	5市町	15市町	
	(9)医療・介護従事者等に、認知症の人の意思決定支援の重要性の理解を促す研修を実施している市町の数とその参加者数	3市町 315人	13市町 1,365人	
アウトプット指標	(10)認知症施策に関して、ピアサポート活動等を通じて得られる認知症の人の意見を反映している市町の数	5市町	15市町	・認知症の人を対象とした、「認知症に関するアンケート」の結果を踏まえ、目標値を設定。「生きがいや希望をもって、自分らしく暮らしていると思うか」という設問に対し、「そう思う」「ややそう思う」と回答した割合
	(11)認知症施策に関して、ピアサポート活動等を通じて得られる家族等の意見を反映している市町の数	6市町	16市町	
アウトカム指標	(12)地域生活の様々な場面において、認知症の人の意思が尊重され、本人が望む生活が継続できていると考えている認知症の人の割合及び県民の割合	認知症の人の割合 63.2%	認知症の人の割合 88.2%	・認知症の人を対象とした、「認知症に関するアンケート」の結果を踏まえ、目標値を設定。「生きがいや希望をもって、自分らしく暮らしていると思うか」という設問に対し、「そう思う」「ややそう思う」と回答した割合
		県民の割合 27.9%	県民の割合 52.9%	

三重県認知症施策推進計画における重点目標（KPI）について

重点目標3

認知症の人・家族等が他の人々と支え合いながら地域で安心して暮らすことができること

市町数は、2市町ずつ
認知症の人、県民の意識の割合
は毎年5%増加するよう目標値
を設定しました。

指標	主な内容	現況 令和7(2025)年度	令和12(2030)年度 【目標値】	目標値の設定について
プロセス指標	(13)部署横断的に認知症施策の検討を実施している市町の数	8市町	18市町	市町における認知症施策の取組状況調査(令和7年7月1日時点)の結果を踏まえ、目標値を設定
	(14)認知症の人と家族等が参画して認知症施策の計画を策定し、その計画に達成すべき目標及びKPIを設定している市町の数	5市町	15市町	
	(15)医療・介護従事者に対して実施している認知症対応力向上研修の受講者数	15,901人（累計） *令和6年度実績	31,844人（累計） *令和11年度実績	
アウトプット指標	(16)就労支援も含めて個別の相談・支援を実施していることを明示した認知症地域支援推進員や若年性認知症支援コーディネーターを設置している市町の数	13市町	23市町	市町における認知症施策の取組状況調査(令和7年7月1日時点)の結果を踏まえ、目標値を設定
	(17)認知症バリアフリー宣言を行っている事業者の数	5事業者	30事業者	
	(18)基本法の趣旨を踏まえ認知症ケアパスの作成・更新・周知を行っている市町の数	10市町	29市町	市町における認知症施策の取組状況調査(令和7年7月1日時点)の結果を踏まえ、目標値を設定
	(19)認知症疾患医療センターにおける認知症関連疾患の鑑別診断件数	2,333件 *令和6年度実績	2,450件 *令和11年度実績	

三重県認知症施策推進計画における重点目標（KPI）について

重点目標3

認知症の人・家族等が他の人々と支え合いながら地域で安心して暮らすことができること

市町数は、2市町ずつ
認知症の人、県民の意識の割合
は毎年5%増加するよう目標値
を設定しました。

指標	主な内容	現況 令和7(2025)年度	令和12(2030)年度 【目標値】	目標値の設定について
アウトカム指標	(20)自分の思いを伝えることができる家族、友人、仲間がいると感じている認知症の人の割合	79.8%	100.0%	・認知症の人を対象とした、「認知症に関するアンケート」の結果を踏まえ、目標値を設定。
	(21)地域で役割を果たしていると感じている認知症の人の割合	50.1%	75.1%	(20)「自分の思いを伝えることができる家族、友人、仲間がいますか」という設問に対し、「そう思う」「ややそう思う」と回答した認知症の人の割合 (21)「認知症の人と交流したり、友人、仲間等と外出しているか」という設問に対し、「そう思う」「ややそう思う」と回答した認知症の人の割合
	(22)認知症の人が自分らしく暮らせると考えている認知症の人の割合及び県民の割合	認知症の人の割合 66.4%	認知症の人の割合 91.4%	(22)「自分自身が「自立して、かつ安心して、周囲の人々と共に暮らしているか」という問い合わせに対し、「そう思う」「ややそう思う」と回答した認知症の人の割合 (21)「認知症の人と交流したり、友人、仲間等と外出しているか」という設問に対し、「そう思う」「ややそう思う」と回答した認知症の人の割合
		県民の割合 28.4%	県民の割合 53.4%	(22)「自分自身が「自立して、かつ安心して、周囲の人々と共に暮らしているか」という問い合わせに対し、「そう思う」「ややそう思う」と回答した認知症の人の割合 (22)県民を対象とした「認知症に関するアンケート」結果を踏まえ、「あなたは、認知症の人が自分らしく暮らせると思いますか」という問い合わせに対し、「そう思う」、「ややそう思う」と回答した県民の割合
	(23)認知症の人の希望に沿った、保健医療サービス及び福祉サービスを受けていると考えている認知症の人の割合	92.0%	100.0%	(23)「自分の希望する医療や福祉サービスを受けられているか」という問い合わせに対し、「受けられている」と回答した認知症の人の割合

三重県認知症施策推進計画 策定スケジュール

令和7年 11月	三重県高齢者福祉専門分科会
12月	常任委員会(中間案) パブリックコメントの実施
令和8年 1月～2月	三重県高齢者福祉専門分科会
3月	常任委員会(最終案)